

令和3年度三春町職員（大学卒程度）採用候補者試験案内

令和2年5月
三 春 町

三春町職員（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	行政
採用予定人員	若干名

2. 受験資格

昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません。)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、受験申込みは、今年度実施する採用候補者試験において、1職種に限ります(異なる試験を併願することはできません)。

3. 試験の方法

大学卒業程度で次のとおり行います。

(1) 第1次試験

① 教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

・ 出題分野及び出題数

知識分野20問・知能分野20問

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。

② 性格特性検査

公務員としての社会生活を送るために必要な資質を備えているかを性格の面からみる検査を行います。

③ 職場適応性検査

職場への適応性を職務や対人関係に関する性格の面からみるための検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、小論文、個別面接等による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和2年 7月12日 (日)	受付 9:00~9:30 教養試験 10:00~12:00 性格特性検査 13:00~13:30 職場適応性検査 13:45~14:15	田村市船引町 字上田中 34 番地1 ウエディング プラザ丸美	令和2年8月下旬町役場掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
第2次試験	令和2年 10月上旬頃を予定 (別途通知)	小論文、面接等 予定	三春町役場	令和2年10月下旬町役場掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表により支給されますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」と朱書し、**120円切手**を貼った自分宛の返信用封筒 (**角型2号**) を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、本町役場に提出してください。原則として本人が持参してください。やむを得ず、申込書を郵送する場合は**84円切手**を貼った自分宛の封筒 (**定型**) を同封し、その表に「大学卒程度試験申込」と朱書して、**必ず簡易書留**にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って、受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

令和2年5月21日（木）から同6月12日（金）まで（平日の午前8時30分～午後5時15分に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、6月10日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、三春町個人情報保護条例第11条第1項の規定により、開示請求することができます。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1か月間	三春町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。
- (3) 受験者は昼食を持参してください。
- (4) この試験に関し不明な点は、本町役場総務課庶務グループに問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、**84円切手**を貼った自分宛の返信用封筒（**定型**）を必ず同封してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、試験の延期などの連絡事項をお知らせする場合があります。

(6) 問い合わせ先

三春町役場総務課庶務グループ

田村郡三春町字大町1番地の2

（電話 0247-62-2111 内線 211 F A X 0247-61-1110

(E-mail : shomu@town.miharu.fukushima.jp)